## ■R03.04.06 記者会見内容

日 時 令和 3 年 4 月 6 日 (火) 午前 11 時 ~ 午前 11 時 30 分

場 所 市役所本庁舎第1委員会室

出席者市長、総務部長、企画部長、地域創生部長、教育次長、企画調整課長、

社会教育文化課長

酒田記者クラブ 10 社(朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、河北新報、

山形新聞、荘内日報、YBC、YTS、TUY、SAY)

# ■市長発表事項

なし

### ■懇談・フリー質問

【公益財団法人さかた文化財団の設立】

記者/市長が理事長を務められるさかた文化財団が、当初4月1日の設立の予定でしたが、官報の関係で6月1日に延びました。その経緯とその件に関し何か支障が生じるのか、それと市長の所感をよろしくお願いします。

市長/本来ですと、この4月1日に設立を予定しておりました、さかた文化財団でございますけども、公益財団法人さかた文化財団が正式名称ですけど、これが4月1日に設立を出来なくて、現在の予定では2か月位遅らせようかなと思っております。このような事態に陥りましたことを、皆さんに対して心からお詫び申し上げたいと思います。

実は、この財団統合についての官報の公告がですね、本来あるべき姿で出来ていなかったものですから、法人設立の登記をする際にこれでは駄目だということで、それで官報公告のやり直しということが出てきたものですから、今回4月1日付けでの法人設立が難しかったということでございます。今から、皆さんに官報の写しの資料をお配りします。(別添の令和2年9月8日官報の写し(抜粋)及び令和3年3月31日官報の写し(抜粋)を配布)

令和2年9月8日付けで財団の新設合併について、手続きを進めて官報公告をしたところでございました。資料左側の官報公告の合併公告というところなんですけども、このような形で公告をさせて頂いて、新設合併の準備を粛々と進めておったわけであります。ところがですね、3月11日になりまして、法務局への財団設立の手続きのための書類のチェックを司法書士が行っておりましたところ、9月の官報公告のですね、貸借対照表の記載方法に疑義があるという指摘を法務局より受けました。法務局の登記官に確認を致しましたところ、この公告では駄目だということで、官報公告の取り直しが必要であるという、そういう回答を3月16日に頂戴をしたところでございました。取り直しですから改めて官報公告をやりますと、公告の日から1か月以上の公告期間が必要だということで、3月16日の段階で言われましてもそれはもう無理な訳で、4月1日付けでの法人登記は断念せざるを得なかったという状況でございます。

そして、なぜこれが駄目なのかというとですね、今3月31日付けで正規の官報公告

をしております。これが資料右側の官報公告であります。要するに、この合併公告というところの貸借対照表の要旨という話ですけども、これがですね、従前の公告だとそのホームページアドレスの表記になっているわけですけど、この表記が駄目だということでありました。貸借対照表の掲載方法については、本来は貸借対照表そのものを掲載すべきだということでございまして、右側(3月31日官報)のこういう形式にせざるを得ないのですが、法人のホームページ等に一定期間の公告を掲載する電子公告というのも実は認められておりまして、ただ電子公告というのは、第三者である電子公告調査機関の証明が必要なんですが、この電子公告を行っている企業であれば、こういうホームページアドレス表記でもいいよというのが、登記官のお話でございました。

酒田市美術館も土門拳記念館も、電子公告というか、第三者である電子公告調査機関の証明ももらっていませんし、紙ベースでずっとやってきている団体なものですから、公告の時点でこのような表記はやっぱり駄目なんだということです。通常から決算公告等も全部、電子でやっていればいいんですけど、そういう団体ではないので、紙ベースのこういう表記にしなければ駄目だというのが、法務局側の見解でございました。

従いまして、私どもとしてはこのやり方では認められないということであれば、正規のやり方でやり直しということで、3月31日に再度公告を行って、1か月以上官報公告期間が過ぎる5月には設立登記が可能となりますけども、ゴールデンウイークを避けまして、6月1日設立を予定しているというものでございます。

私ども、こういう公告をするについては、それぞれの財団で経理の方を担当しております専属会計事務所から指導を受けて、実はこういう風にやったわけですね。ただ、めったにない公益財団同士の新設統合なものですから、なかなか前例が分からなくてですね、公益法人、一般法人の運営実務という参考手引き本があるんですが、そういう時にはこういう風な書式で出すこととあったものですから、実はそれに習ってこのホームページアドレス表記の官報公告をしたんですけど、実はそういう決算報告を電子でやっている、電子公告をしている所でないと駄目だという所の認識が無かったものですから、このような手違いが生じたというのが実態でございます。

従いまして、酒田市美術館と土門拳記念館の財団運営につきましては、4月1日から5月31日まではそれぞれの今の財団が行うことで手続きを開始して、そういう処理をしています。3月中にその手続きを終えまして、そういう意味では管理運営には何ら影響は無いものでございます。

そういったことで、6月1日の設立には万全を期して臨みたいなとこのように思っております。現在、公告をさせて頂いておりますので、間違いなく6月1日には、新しい公益財団法人さかた文化財団が設立登記できるものとこのように認識をしているところでございます。

ちょっと長くなりますけど、分かりやすいように資料を出させていただきましたが、 わずかホームページアドレスのところが駄目だったということなので、そういうことを 私どもも知らなかった。事務的な処理のミスということで大変申し訳なく思っておりま す。

# 【橋田壽賀子さんのご逝去にあたって】

記者/昨日、「おしん」の脚本家の橋田壽賀子さんがお亡くなりましたが、改めて受け止めをお伝え頂けますでしょうか。

市長/ご存じの通り、酒田といえば、とりわけ私ども中国と友好都市を持っていたりするんですけど、酒田をアピールする話題としては、「おしん」の舞台だということが非常にアピールすることもあって、姉妹都市交流の際も含めてですけど、色々な方々と話をするとき、酒田と言えば「おしん」の舞台になった土地ですよということを言っているわけであります。

実際、国の指定史跡になりました山居倉庫でも「おしん」の展示があったりですね、「おしん」というのは酒田とは切っても切れない、そういう貴重なドラマだったとこのように思っておりまして、それを作られました橋田壽賀子先生が、今般お亡くなりになりました。

これは本当に我々としては、残念ですし、本当はもっともっと長生きしていただき活躍していただきたかったですけれども、天に召されたということで、心から先生には感謝を申し上げますし、心からご冥福をお祈りしたいとこのように思っております。記者/もう一つよろしいでしょうか。「おしん」の舞台として、酒田を使われたということですけども、酒田市にとって、「おしん」というのはどの様な存在だったでしょうか。

市長/やはり、私が思い出しますのは、小林綾子さんが子役をやられて、大変注目をあびた訳ですけれども、酒田まつりにも確か来ていただいて、屋台に乗ってこう手を振っていただいたという記憶がありますし、本当に酒田の歴史、先程も申しあげましたけども山居倉庫でロケをされたりですね、そういう面では「おしん」というのは酒田を舞台として、おしんイコール酒田みたいな、我々の受け止め方としては、そういう理解でおりましたので、「おしん」がなかったら酒田というのは、大火のまちでしかなかった、酒田大火のまち、あんまりいい話題ではなかったですけど、「おしん」の酒田、酒田の「おしん」ということで、酒田の良いイメージが全世界に発信することが出来たのではないかなということで、大切な作品が「おしん」だし、それを生み出して下さったのが、橋田壽賀子先生だということで、心から感謝を申し上げたいとこのように思います。

#### ■その他

#### 【酒田日和山公園桜まつり】

地域創生部長/桜が既に満開になっていることから、千石船のライトアップは4月7日から、ぼんぼり点灯は4月8日からとスケジュール変更をさせていただいています。コロナ禍の影響でイベントのようなものは中止させていただいていますが、桜を見て、家族で団らんしてもらうとか楽しんでもらえればと思います。